

社会福祉法人春献美会 いずみ保育園 31年度事業計画

(1) 施設の基本情報について

定員：(単位：人)

	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
人数	120	12	15	17	20	28	28

開所時間：7：00～20：00（18：00～20：00は延長保育）

建物構造：鉄筋コンクリート造3階建て

園庭面積：412.69 m²

不審者侵入防止：

- ・緊急放送システムの導入
- ・指紋認証によるシステム化
- ・園舎の設計を防犯に適したものにするように配慮する
- ・警察との連携や警備会社との契約
- ・関係機関からの不審者情報の収集
- ・防犯カメラの設置

(2) 保育理念・保育目標について

〈保育理念〉

- ◇子どもが最も大切にされ、健やかに育つために家庭への支援を行います。
- ◇園と家庭が一体となって、最善の保育を目指します。

〈保育方針〉

- ◇一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てます。
- ◇さまざまな体験を通して、人との関わりを豊かに持ち、自ら考え行動する力を育てます。

〈保育目標〉

- ◇基本的な生活の仕方を身につけ、心身ともに健康な子どもを育てます。
- ◇全身を使って意欲的に遊べる子どもを育てます。
- ◇自分や友だちを大切にし、思いやりのある子どもを育てます。
- ◇感じたこと、思ったこと、想像したことをのびのびと表現できる子どもを育てます。

(3) 保育内容について

〈延長保育〉

昨今の社会状況を踏まえ、保護者の就労時間、通勤時間を勘案すると共に子どもの発達保障を考慮した保育に努める。延長保育登録人数の増減に対応できるように正職員とパート職員（含、保育士資格有）複数体制で構成し、延長保育児の増減にフレキシブルに対応する。

〈障がい児保育〉

障がい児保育は統合保育をすることにより自然に理解を深めていき、偏見や差別のない人としての権利を認め合うノーマライゼーションに繋がる大事なことであり、積極的に取り組みに努める。

(4) 保育の質向上について

社会状況の変化とともに、子どもたちの健やかな育ちを支えることが社会全体の大きな課題となっている中、平成27年4月から「子ども子育て支援新制度」が導入された。保育所に対する社会的ニーズはますます多様化し、保育所の役割は3つの面から考えられている。1、子どもの最善の利益を考慮すること。2、養護と教育を一体的に行うこと。3、入所する子どもの保護者への支援と、地域の子育て家庭への支援を行うこと。以上のことから時代の変化と社会的ニーズに適応できる人権的意識及び福祉意識の高い、個性豊かで、活力に満ちた福祉の担い手である人材の育成こそ急務となる。自発的、自主的に学習や研修などの自己啓発を基本とし、職員の資質の向上を図るため、年間研修計画に基づき職員研修を実施している。職員の自己評価を参考に、園長、主任でどの職員に何を学んで欲しいかを考えた上、外部研修には積極的に参加をし、職場内で交流を図りつつ、お互いに学び合い、高め合う機会としている。

〈求められる職員像〉

- ・倫理的、人権感覚の豊かな職員
- ・市場原理、市民（利用者）感覚に優れた職員
- ・専門性を活かし、地域福祉の担い手となれる職員

〈研修の柱〉

- ・日常業務を通じて実務能力の向上を目指し、職場内における専門会議に積極的に参加をし、意見を出し、対話し、知識や技術の習得と問題解決能力を高める一方、職場リーダー指導者の育成をする。
- ・人権問題及び市場原理等が問われる研修は、積極的に外部研修を取り入れ参加し、資質の向上を図る。
- ・福祉全般が大きく変化する中で、職員自身が自分の意思で学習する意欲を持ち、研究活動、研修参加に取り組めるよう協力援助及び助言体制を充実させる。

(5) 月別保育予定日数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計 291日
24	22	25	26	26	23	
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
26	24	24	23	23	25	

(6) 実施予定併設事業について

一時保育事業

対象児童月齢：生後 57 日目から就学前

定 員：5 名

(7) 健康・衛生管理について

園児は生活時間の大半を保育園で過ごしているわけで子どもたちの健康と安全管理は生命保持と健やかな成長は最重要な課題である。保護者や職員間、園医との連携を密に取ながら実施する。より専門性からの日常対応のため、専門職の看護師を常勤職員として雇用する。

定期健康診断・健診

- ・園長や看護師、栄養士、担任による面接を行い心身の状況、家庭環境などを把握し、園児が園生活に慣れやすい環境づくりをする。
- ・健康維持のため、定期的に園医による定期健康診断を実施し、この結果は健康手帳に記録し、保護者へ伝えると共に配慮が必要な場合は個別に対応する。
- ・園での生活に慣れやすいように環境整備をする。
- ・歯科検診、3～5 歳児は視力検査をする。

日常の健康観察（視診）

- ・健康観察は園児が登園した時から始まり、降園するまで、遊んでいる時、食事中、午睡時、排便や排尿など一日中の生活が対象となる。子どもの機嫌なども含めて、帰る時に保護者に その様子を伝える。
- ・園児に対する健康教育
自分の身体をもっとよく知る上で、看護師、栄養士が専門的な立場から子どもたちに分かりやすく指導する。
*子どもの状態把握のため、受け入れ時に保護者から子どもの状態の報告を受ける。
*視診（熱・顔色・肌の調子・機嫌・目ヤニ・充血など）
*看護師による、朝、午睡明け、夕方の巡回視診

- * 発育や発達状態の把握のため、身長、体重を毎月測定し、バランスのとれた発育にはい配慮する。
- * 子どもたちの健康状態は、保健日誌、保育日誌、生活記録表に記録する。
- * 乳幼児突然死症候群防止のため、SIDS マニュアルにより午睡チェック表を活用する。
- * 感染症が流行した場合、その都度予防策等を保健室前で掲示する。また、罹患数、病名も開示する。
- * 長時間保育は園児の体調を十分に考慮し、環境を整える。

保護者との連携

- ・せいちょうのきろくを各園児に発行し、その成長の健康記録についての情報を保護者と共有し、これからの保育の進め方に役立てる。
- ・保健だよりを発行し、健康についてのトピックスなど園全体で共有するとともに、感染症報告や事故・怪我の報告など都度必要なことを保護者に伝え、職員の中でも共有する。
- ・生活リズムを整え、睡眠、食事、身体づくりを家庭と連携を取りながら進める。

その他

- ・汚染物の消毒及び処理方法を統一し、感染経路を絶ち、二次感染を防ぐ。
- ・保育園で園児が病院に行く必要が生じた場合は、保護者に連絡して医療機関等判断し、適切に対処する。可能な場合は保護者にも来ていただく。診察結果も共有する。

* 特別配慮が必要な子への対応

- ・熱性けいれん、喘息、アレルギー、脱臼等のある子どもについては、全職員が情報を共有し、園児の体調の変化を瞬時に把握し、対応できるようにする。
- ・アレルギー児の様子に異変を感じたら、看護師にすぐに伝え、適切な処置をするとともに保護者にも連絡する。
- ・アトピー性皮膚炎の園児に対するスキンケア
短時間で完治することはなく、忍耐強い治療、援助が必要になってくるため、保護者と協力して園児の保育にあたる。
 - 保健指導（爪の長さ、肌着は木綿、衣類・布団・入浴で温め過ぎない）
 - アレルギーの除去（ハウスダスト等）
 - 精神的な援助（痒みによるいらいら、集中力低下）
 - スキンケア（入浴・シャワーによる皮膚清潔、皮膚保湿、皮膚への刺激を少なくするための口周り、手の清潔保持）

* 医療機関との連携の取り組み

- ・園医と常に連絡が取れるようにし、園で病気が流行っている場合、すぐに対処法など指示を受ける。また、近隣の幼保小の情報も得る。

- ・感染症情報などネットを張り、いま、何が流行っているかなど知っておく。同時に保護者にも情報を知らせる。
- ・近隣の医療機関（内科、歯科、外科、脳神経科等）の住所、電話番号、受診可能な曜日など把握しておく。

〈子どもたちの健康を守るために〉

- ・子どもたちが快適に過ごせるように保護者との連絡を密にし、看護師、保育士がその日の子どもの健康状態を確認する。
（朝の受け入れを大切にし、子どもの状況を目、耳、肌で感じる意識を持つ）
- ・子どもたちの健康について保護者とできるだけ、話し合う機会を持つ場を作る。
- ・体調に合わせ、子どもたちが快適に過ごせるように心掛ける。
- ・ケガや健康に関することを保護者へ漏れがないように伝える。
- ・季節に応じ、室内温度の調節・換気・湿度などを心がけ快適に過ごせるようにする。
- ・食前や戸外遊び後の手洗い、うがいを励行する。また、歯科衛生士による歯磨き指導を受ける。

職員の健康管理について

労働安全衛生法に基づく職員の健康管理を徹底する。

- ・採用時健康診断書の提出をする。
- ・健康診断は年に1回受ける。

(8) 給食について

- ・保育園の給食は保育及び子どもたちの生活の重要な一部であり、乳幼児の成長発育と健康保持増進のために必要な栄養を提供すると共に、給食を通して望ましい食習慣や栄養・衛生の知識を身につけさせる。また、乳幼児の家庭や地域社会の食生活の改善、向上にも重要な役割を果たすなど、乳幼児の育成を図るために極めて重要な意味をもっている。
- ・献立表は狛江市立保育園の内容を準用している。
- ・乳幼児の食生活はその後の食生活の基礎となるものであり、規則正しい食生活を身につけ、食文化を伝える観点からも大切である。
- ・保育園の給食は年齢、身体発育、アレルギー児の状況等に応じた、きめ細やかな給食を提供する。
- ・予定献立表は材料発注の根拠とともに、保護者への関心を喚起し、各家庭での食生活改善意欲の向上等に役立てるために毎月配布する（除去食用含む）

1) 発育に合わせた配慮食

栄養的配慮

- ・栄養摂取基準の確保と家庭の食生活の欠落を考慮し、不足栄養素を充足する。
- ・栄養摂取基準値については、実質摂取量、入所人員構成、生活活動強度等を考慮する。
- ・適正な栄養比率を保持する。
- ・子どもの発育段階に応じた献立とする。
- ・個人差が大きいので個別対応を基本とする。

献立・食品選択上の配慮

- ・調理後2時間以内に喫食をするようにする。
- ・季節の出回り食品を活用する。(季節感のある食品を活用する)
- ・栄養素のバランスをとるため、多くの食品を組み合わせる。
- ・子どもの発育に応じた消化の良い献立・食品の硬さ・大きさを工夫する。
- ・衛生上危険性の高い食品は避ける。
- ・咀嚼力を育てる献立、食品工夫をする。

嗜好上の配慮

- ・子どもの嗜好を尊重する。
- ・食材の切り方・調理法に配慮する。(偏食の指導)
- ・味付けは素材の味を大切にし、薄味にするように心がける。
- ・出来上がった料理の盛り付け、適温給食に心がける。

① 授乳 (おおむね5ヶ月～1歳)

- ・授乳は園児との信頼関係を深める時と認識し、ゆったりとした雰囲気ですリラックスして行う。
- ・乳幼児の食事は生涯の健康にも関係し、順調な発育・発達に欠かせない重要なものであり、一人ひとりの子どもに応じた考慮をする必要がある。
- ・調乳は手を清潔に洗った後、消毒した哺乳瓶・乳首を用い、一人ひとりの子どもに応じた分量で行う。
- ・授乳は必ず抱いて子どもの楽な姿勢で行う。哺乳後は必ず排気させ、吐乳を防ぐ。また授乳後もその他の状態に考慮する。

② 離乳食 (おおむね5ヶ月～1歳)

- ・離乳食は月齢に従って段階的に進めていくことが望ましい。献立表の中からその量と硬さ、調理形態を変化させ、発育に見合った離乳食を提供する。
- ・離乳食は保育士・栄養士・看護師・保護者が一体となって行う。
- ・保護者には保育園の離乳食を説明するため、入園面接の時に保育士・栄養士・看護師と一緒に面接を行い、連携が取れるようにする。

- ・個別の連絡帳を利用し、家庭との連携を基にした発達発育に応じた離乳食を提供できるようにする。
- ・園で提供している離乳食全てのサンプルを用意することで、保護者・家庭支援・地域への支援としても考える。

③ 乳幼児食（おおむね1歳～6歳）

- ・給食を友だちとおいしく楽しく食べることで、明るい人間関係を築けるようにする。
- ・子どもたちの年齢や活動に合わせて適温給食を提供できるよう、食管による提供・配膳時間を考慮している。（完全給食の実施・保育士による配膳）
- ・子どもたちに食育指導として、給食の適量が自分で判断できるようにする。その日の食欲に合わせた食事量の配分ができるようにしている。（おかわりなど）
- ・食物を実際に栽培することにより植物を身近に感じ育てることで、食べ物に対する興味や食の大切さを感じられるようにする。（トマト・ピーマン・グリーンアスパラ・きゅうり等）
- ・食育指導にある食育年間指導計画表を作成する。
- ・家庭の中で教えることが難しくなった食文化や伝統を子どもたちに伝えていく。（豆まき・もちつき・いも堀り・・・季節の献立表あり。）

2) 健康状態に合わせた配慮食

- ・病後回復期の登園児に対し、保護者との確認のもと、給食担当・保育士および看護師と連携を図る。
- ・それぞれの子どもの給食はおかゆやお茶にするなど、その子に無理のないように食を提供する。
- ・離乳食の段階の園児には段階を下げ、その子に無理のないように食を提供する。

3) 衛生面への配慮

- ・衛生管理マニュアルを基に、食材・衛生面に万全を期す。
- ・調理従事者・給食の介助に入る職員に検便を毎月行う。
- ・手洗い・消毒の徹底
- ・定期的に健康診断を実施（全職員）
- ・健康状態のチェック
- ・食器は材質や形など安全性に配慮し、陶器等の食器を使い、安全性・衛生面を配慮し、旬のもの・季節感のある食材を使用する。

4) 食品の衛生管理について（仕入れ）

- ・給食はおいしく、安心安全で、安定した食材の提供が出来る仕入れ業者を選定する。
- ・仕入れ業者は地域に還元するように、なるべく地元業者を使う。
- ・食材は当日納品・当日処理を原則とし、鮮度・品質・納品状態を充分に点検してから受け取る。

- ・社会的に問題が発生した食材に関しては直ぐに業者に確認し、安全を確認できたら利用者が不安にならないよう業者に証明書等を提出してもらい掲示する。

(8) 安全管理について

保育環境には保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会事象などがある。そして人・物・場が相互に関連し合っただけで子どもにひとつの環境状況を作り出す。こうした環境により、子どもの生活が安定し活動が豊かなものになるように計画的に環境を構成し、工夫して保育を行う。乳幼児は安全面・衛生面を自ら整え、自分の身を守り健康を維持・促進する能力がまだ未熟ということを理解し、大人（保護者・保育士）が環境を整えてやる必要がある。また、心身の成長・成熟に伴い、その能力の獲得のための指導も必要になってくる。園の施設・屋外遊技場は、子どもの活動が豊かに展開されるようにふさわしい広さを保ち、遊具・用具・その他さまざまな素材を整え、それらが十分に活用されるように配慮する。施設では採光・換気・保温・保湿・清潔など、環境保健の向上に努め、特に危険防止と災害時における安全の確保について十分に配慮する。乳児会議・幼児会議・全体会議の中で話し合う場を設け、保健衛生面・ヒヤリハット会議を開く。保育園は子どもにとって家庭的な親しみとくつろぎの場になるとともに、いきいきと活動ができる場となるように配慮する。さらに自然や社会の事象への関心を高めるようにそれらを取り入れた環境を作る。

(1) 安全点検

ア 目的

事故防止のための安全対策として行い、事故の原因となる要素が潜在していることを予見し、適切な対策や対応をして未然に防ぐ。

イ 方法

- (ア) 定期的に点検・記録する。
- (イ) 点検後、必要に応じできる所から改善する。
- (ウ) 職員会議等で、各クラスの安全及び衛生環境の不備と改善策の報告、設備・遊具の老朽化・破損状態の確認等をし、適切な処置を取る。
- (エ) 子どもの発達に即した環境保護と、安全指導が行われるように、保育指導計画に明記する。

ウ メンバー

- (ア) 講成は異なった目で点検するためには、毎回一部メンバーを変える。
- (イ) スムーズな改善を講ずるためには、事務員・給食担当者もメンバーに加える。

(2) 事故防止

ア 事故防止の考え方

(ア) 子どもの発達を知り、常に子どもの視点に立って、子どもの表現や状態から病気や怪我の発見をする。

(イ) 保護者との信頼関係を作り、子どもの体の状態や怪我について常に連絡し合うようにする。

(ウ) 保護者は健康に留意し、気持ちに余裕を持つように努める。

(エ) 緊急時の連絡先を把握しておき、連絡方法を確認しておく。

(オ) 緊急時の対応について全職員が学習しておく。

a 救急法の講習会を年1回は実施するように、年間計画を立てる。

b 救急用品を常に整備する。特に有効期限には気をつける。

c 救急用品の使用方法を学習しておく。

d 園で起こった事故の検討・点検・処置の方法の確認。

e 他の園からの情報も収集するように努める。

(カ) 日常的な健康チェック

本人の健康に関するものは、家で起きた事故や怪我也も記録しておく。

(キ) 環境・遊具の点検

a 遊び始める前に、環境や遊具の危険箇所を確認する。

(特に乳児クラスでは誤飲・転落が多いという事を踏まえ、段差をなくす工夫や口に入る大きさ)

b 環境安全点検を定期的の実施し記録する。…死角を作らないように見通しよく整理する。

(ク) 小さな事故でも、なぜ起きたのか、それを防ぐにはどうしたらよいかということを検討し、原因をはっきりさせ職員に徹底する。

(ケ) 同じ事故を繰り返さないようにする。

事故記録及び経過記録をとり、事故の状況を客観的に把握すると共に原因を明らかにして保育内容や環境についての改善点を検討し、同じ事故を防止する。

(コ) 事故が起こった場合の法的責任の知識を持つこと。

イ 安全管理と安全教育

0歳児においては大人の安全管理によってほとんどの事故は防げる。

一般に子どもへの安全教育の開始は1歳3ヶ月以降と言われており、日常の様々な場面で年齢に合った方法で、少しずつ教えていくことが大切である。

(9) 虐待防止について

利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。虐待が疑われる子がいた場合、速やかに児童相談所と連携を持てるようにする。

(10) 家庭との連携について

子どもたちの健全な成長を図るには、保育園だけでなく保護者と協力して子どもたちに寄り添う必要がある。保護者とよりよい関係を築きながら子どもの育ちと子育てを支える支援を行っていく。そのためには保護者からの信頼を得ることが重要で、子育てのパートナーとして信頼関係が築けるかを大きな課題としている。措置制度から利用制度に変わった事で、保護者に良質な保育の提供を行う必要があり、保護者はそれを求めるという対等な関係ができた。確かな情報の提供・保育内容の説明という意味で、第三者評価結果の公表、ホームページ等の案内により、明確な説明を行うことが必要だと考える。保護者との信頼関係が築けるかどうかは、子どもたちの情緒の安定に大きな影響を与えることになる。保育園と保護者の関係は対等で車の車輪のような関係を築けるようにする。

1) 説明会・懇談会

- ・1年間の保育園の方針・クラス方針は常に公開し、また、入園・進級式・オリエンテーションでも説明する。合わせてクラス担任・クラス保護者と懇談を図るようにする。
- ・クラス懇談会を開く。
- ・定期的に園との対話会を開き、保護者の方からの意見・ニーズ・要望を吸い上げられるような体制作りをする。

2) 日常的な連携

- ・保育園での様子やクラスでの様子は、連絡帳・園だより・クラスだよりで知らせる。その他健康面では保健だより（感染症が流行っている場合や流行りそうな場合は号外がある）、給食からは給食だより・献立表を配布する。
- ・連絡帳（0～1歳児は毎日、2～5歳児は保護者の希望や必要に応じ）は、生活記録表を使い、保護者との直接個別の連絡ができるようにする。
- ・子どもの発達・健康・生活状況などについては登降園時に会話をし、連絡帳、また個人面談を行い、保護者と緊密に連絡を取り合う。
- ・いつでも保護者からの相談に応じられる体制を作り、子育ての不安や悩みを話せるような雰囲気を作り、時には積極的にこちらから働きかけ、保護者からの相談に応じられる態度をとる。保護者の顔にいつもと違い余裕がなかったり、子どもとの関わり方が違うと感じられたときに声かけなどをする。
- ・保護者同士が自由な意見交換や相互援助を話し合えるように、保護者同士の良好な関係を

作っていくことも必要である。職員のローテーションや保護者の勤務形態を考え、ローテーションを公開し、また一人ひとりの子どもの家庭状況などについて、どの職員も共通理解をし、どの保護者とも良好なコミュニケーションがとれるように努めていく。

3) 個人面談・保育参観

・個人面談・保育参加・見学を常時受け入れ可能とする。園だよりを通して保護者へ周知する。特に5月・6月を強化月間とし、個人面談・保育参観・保育参加を推奨する。保護者の方には在園中、1回は保育園の参加・参観をお願いする。

・懇談会は年間行事予定で日程とクラスを連絡し、また保護者の希望によりなるべく参加できるように1ヶ月前に書面で連絡をする。

4) 行事

- ・行事は日常保育の延長線と捉え、子どもたちの日常の保育と成長を見てもらう。
- ・保育園の行事や懇談会など、保護者が参加しやすいように設定し参加するように働きかける。

(11) 苦情対応について（第三者委員等）

保育施設は個々に異なる家庭環境の方々が利用される。保育ニーズも多種多様だが、それぞれが利用しやすい施設運営を行うことが重要と考える。保育所入所が措置制度から利用制度に変わり園側が良質な保育サービスの提供、利用する保護者がそれを選択するといった対等な関係になった。利用者中心主義に移行したことにより保育所も社会福祉基礎構造改革にもなった「苦情解決」への取り組みが法制化する事になった。そこで、利用者の声が率直に保育所に届き、利用しやすい施設になるためにはいかなる問題に対しても誠意をもって対応する事、保護者に対して説明責任を果たす事で保護者との信頼関係に繋がるものとする。保護者と園の信頼関係がしっかりする事で問題解決への取り組みが次元の高いものとなり、ひいては子どもたちの情緒も安定した園生活が出来るものとする。

<取り組み方法>

- ・苦情対応システムについて、保護者が閲覧しやすい場所に掲示すると共に意見箱を設置する。

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできる。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告する。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知する。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができる。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行うこととする。

①第三者委員による苦情内容の確認

②第三者委員による解決案の調整、助言

③話し合いの結果や改善事項等の確認

- ・保護者からの意見を収集しやすくするため、アンケート・園との懇談会を定期的で開催し、保護者のニーズを探り保育園の理念、方針、目標等運営状況を話し、特にクラス運営は保護者ニーズに合致しているか確認し合う。保護者それぞれが異なった価値観・想いがあるのでそうした背景からも保護者との意見がぶつかり合う状況下にあるわけでそれらを考慮しながらまず受容し、解決に努める事が重要と考える。したがって保育に関わるものは日々、社会の動向に目を向けると共に幅広い見識と専門性をより研鑽し、保護者をはじめ地域の方々に対応する事が重要と考える。

